

令和2年度第1回富山県いじめ再調査委員会 会議録

- 1 日 時 令和3年3月24日(水) 15時00分～16時00分
- 2 場 所 富山県民会館6階613号室
- 3 出席者 委員5名 油本秋美(臨床心理士) 高坂愛理(弁護士)
永山くに子(富山大学名誉教授) 村上満(社会福祉士)
吉本博昭(精神科医)
- 事務局 船平智之(総合政策局・理事・次長)
朝倉 正(参事・企画調整室課長)
西山 篤(県教育委員会小中学校課主幹)ほか4名

4 会議次第

- (1) 船平総合政策局・理事・次長挨拶
- (2) 議事録署名人の選出について
- (3) 今回の会議の公開について
- (4) 説明事項
富山県におけるいじめの認知状況及び対策等について
- (5) 意見交換
- (6) その他

5 議事の経過及び結果

- (1) 開会にあたり、事務局から委員総数5名、全員の出席により定足数に達しており、富山県規則第49号富山県いじめ再調査委員会規則(以下「委員会規則」という。)第5条2項の規定により、本委員会が有効に成立したことが報告された。
- (2) 船平総合政策局・理事・次長より挨拶があった。
- (3) 事務局より各委員の紹介があった。
- (4) 事務局より委員会規則第5条1項により委員長が会議の議長となる説明があり、委員長の永山委員が議長となった。

(5) 議事録署名人について、議長から油本委員、高坂委員の指名があった。

(6) 議長より、富山県いじめ再調査委員会運営要綱第6条の規定に該当する個人情報に係る内容が、今回の協議事項にないため議長は会議を公開することを提案し、全員異議なく承認。本会議は公開されることとなった。

(7) 説明事項について、資料1～6により事務局から説明があった。質疑応答等については、事務局からの説明事項を全て終了後、一括して行うこととなった。

【永山委員長】 それでは、説明事項に基づき、質問、意見を伺いたい。

【高坂委員】 先ほど御説明いただいた中のスクールロイヤーの活用の件で質問させていただく。スクールロイヤーの活用は本年度から開始ということだが、差し支えなければ活用実績、件数などを教えていただきたい。

【西山主幹】 今年度始まった事業であり、今、周知に努めているところである。活用実績が多いわけではないが、全ての校種で活用をさせていただいている。活用した学校からは、「自分たちのやっていることが、法的に説明を受けて自信を持ってしっかり対応できる」と高評価をいただいている学校が多い。

【永山委員長】 そのほかに意見はあるか。

【吉本委員】 意見交換、あるいは、その他、どちらかで伺いたいと思っていたことがある。あいさつの中にもあったが、新型コロナウイルス感染症についてである。富山県は幸いに、新型コロナ感染者が全国に比べればそれほど多くはない県であり、県民性が成しているのではないかと考えている。

事例は少ないが、やはり新型コロナウイルスに感染してしまった方、例えば東京から来られたりすると、やはり周囲の反応というものはあって、「どうしたらいいんだろう」という話が出ると。これが親御さんとか児童であった場合、当然、狭い地域ですから、名前などを隠していても、そのうち分かってしまうのではないかと。そういうときに子供たち

をどのように守っていくかということがある。感染すれば当然隔離されるので、当分の間、学校は休むことになる。突然欠席が続けば、小さな市町村であれば誰だということが特定される可能性は高いと思う。

特に今、新型コロナウイルスの変異型の変異株については子供の感染率が結構高いと聞いている。子供がかかりやすいのか、それとも感染力が高いために子供が増えているのかは分からないが、少なくとも今後変異型が流行すれば、子供たちが罹患する確率は当然高くなると思う。感染症の流行から1年近く経っている。新型コロナウイルスに対する対応の仕方について、どうすべきかなども考えておられるのではないかと考えている。

いじめに関しては、富山県の皆さんが大変頑張っておられ、再調査委員会の調査がないということがその証だと思っているが、新型コロナウイルス感染症という新たな側面に対する対応を県として考えておられるのか。これは、ある意味ではいじめにつながる可能性が高いと感じている。難しい問題だろうと思うが、どう考えておられて、その進捗状況や実際に検証していることなど、何かあれば教えていただきたい。

【永山委員長】 今の意見については後半で、あらためて意見交換をすることでよいか。

【永山委員長】 では、そのほかに意見はあるか。

【村上委員】 先ほど委員長からの発言にもあったが、再調査委員会が何度も設けられていないということは本当にありがたいことである。各学校の先生方、あるいは各関係機関が富山の配置薬のように日頃からしっかりと効き目を担保しておられるからこそだと考えている。

さて、参考資料11ページの広報啓発活動の中に意見交換会の日とあるが、これは小学校に入学した就学後より、未就学の段階での幼児期の教育の中、つまり発達段階に応じた幼児が他の幼児と関わりを持ち始める時期での実施が効果的ではないか。就学前のガイダンスや就学時健診等を利用し、SCやSSWからの講演や教育講演を通して、子供たち同士の子供の権利の問題も含め、しっかりと啓発していくべきだと考えている。

また、このいじめ対応ハンドブックについても、以前、改訂していただけたらと申し上げていた部分について、しっかりと書いていただいたことは感謝している。

一点、改訂前のハンドブックでは、“いじめの認識3つの間違い”ということが記されて

いた。これは非常に分かりやすかったが、いじめの定義が変わったこともあり、様々なところで3つの間違いという認識がなかなか難しく、分かりにくいということもあり削除されたのかとも考えている。だが、“いじめの認識3つの間違い”というところは、多くの人
が間違いに陥りやすい観点であり、学生に説明するときに分かりやすいと感じていた。この点について今回の改訂で討議があったのかということを知りたい。

【永山委員長】 いろいろな経緯があったかと思うが、事務局の回答をお願いします。

【西山主幹】 改訂版いじめ対応ハンドブックの1ページを御覧いただきたい。先ほど指摘いただいたとおり、3つの間違いということについては非常に大切なことである。しかし今回の定義で一番大事なことは、いじめというものは被害者が心身の苦痛を感じているということに尽きる。この法律ができた中心となるのは、被害者側に立った認知ということである。心身の苦痛を感じているいじめの被害ということ、その視点に立つということが大原則であることをまず1ページに示させていただいた。

【永山委員長】 では、意見交換のほうに移らせていただきたい。

【永山委員長】 それでは、村上委員のほうからお願いします。

【村上委員】 先ほども配置薬県富山ということを申し上げた。学校の教育現場の中においても、「配置やく」である一人一人の先生方が――配置やくの「やく」は、「薬」ではなく役割の「役」だと思っているが――しかるべき役割の方々がしっかりと子供たちに早期に対応するということが大切だと考えている。

また、いじめというのは、学校の内外問わず起き得るものである。今年度の4月からは、児童虐待防止法や、児童福祉法の中で、家庭内における体罰の禁止ということが明記されている。例えば子どもたちが、インフォーマルな家庭の中で親にいじめられることがある。これは虐待ということになるが、そうなると、教育委員会、あるいはこの総合政策局の中だけではなく、子ども支援課との横断的な連携が必要になる。いじめというものの捉え方には、時にはDV、時にはモラハラなどといった様々なハラスメント。子供たちに対しては虐待という言葉も入っている。このような観点で考えると、いじめというものが幅広い

定義の中で使われてきていることから、事態を横断的に考えていかなければならない。家庭と地域と学校が一体化ということになれば、やはり子供の家庭の中での虐待というものは未然に防がなければならないものであり、縦割りであった部分に横串を通しながら幅広く見ていく必要があると考えている。

【永山委員長】 そのことは大事な観点であると思う。

【油本委員】 以前は学校の中でいじめや不登校など、何らかの問題が起こった場合、“担任の力量の無さ”や、“学校の恥”という捉え方をされていたように感じていた。しかし現在では、全体で問題を共有し解決しようという考え方になってきている。「こんなことで困っている」ということが相談できたり、言えるような風通しのよさが高まったというところは、喜ばしいことである。

ただ、いじめの捉え方について基本方針の中でも「いじめはどの子にも、どの学校にも起こり得る」というふうに明記されている。誤解を恐れずに言うが、いじめは絶対やってはいけない、撲滅すべきだという考え方が、どうも私の中ではしっかりこない面がある。加害者になったり、被害者になったり、両方の立場を経験した児童生徒が9割ぐらいはいるのではないかということを知ったことがある。多くの児童生徒は、いじめてはいけないとか、いじめはやってはいけないという道徳規範はしっかり持っていると思っている。つまり、やってしまった体験というのは多くの子供たちが持っているのではないか。

村上委員からも発言があったが、いじめといっても本当に浅い悪口だったり、ふざけだったり、からかいというレベルから深刻な事態について、一概に論議してはいけない部分はあるかと思うが、どの子にも起こり得る、そういう幼い頃からの遊びや集団生活の中で、成長とともにいろいろ経験し、人との関わり方や、社会性を身につけていくべきものもあるのではないかと思っている。うまくいかなかったとき、悔しいときにどうするか。その都度に学びがある。私が相談機関で関わってきた中で、幼児期の子育てという部分が、最終的には一番大事に思っている分野である。

自立した子供を育てるということは子育ての大きな目標である。学校においても、いじめをはじめとする様々な障害を自分自身で乗り越えて解決できる力を身につけていくということが、学校教育の基本ではないかと思う。そのようなことを幼い頃からしっかり身につけていってほしいということから、お母さんたちには、乱暴な行為や、不登校、緘黙な

どいろいろな問題行動は、対応が早ければ早いほど問題解決につながると伝えている。そのことは子供が自立していく上でも有効ではないかというのが、私のこれまでの経験からの思いである。そのような学びをしつつ、学校の中でどうしていくかということを中心に、物事を考えることができる子供に育ててほしいということを日頃から思っている。

いじめはなくなるという考え方を少し整理しながら考えていかなければならないのではないかと思っている。

【永山委員長】 いじめ問題を考えると教育観と言うべきか、やはりそこへ直結するものと思われることから、それは重要なことだと考える。

では、高坂委員、法的な観点からの意見などがあればお願いします。

【高坂委員】 再調査委員会において本県での具体的事例がないことから、他県の再調査の報告書などを読ませていただいたときに、多くの場合、初期対応の段階でのもつれが多いのではないかと考える。いじめという問題が浮上したときに、まず錯綜する事実を整理し、そして当該紛争がどういうふうに解決していくのかという見込みが大切であるが、この見立てをするというところでもかなり混乱してしまう。先生方の一生懸命に解決したいという気持ちは理解できるが、現場が混乱しているということが伝わってくる。今回、法整備もあり、学校が行うべき法的義務の内容はどこまでなのかというところを明確にすることで、先生方が現場でどう対応すればいいのか、どこまでやればいいのかという部分の不安感を拭うことができるのではないかと報告書を読んで考えた。

スクールロイヤーの話があったが、スクールロイヤーの役割は、いじめ問題でもそうだが、子供の最善の利益を尽くすということである。学校現場では、お子さんの最善の利益を尽くすために最初に動いていただくのは先生方になる。事実の整理、紛争の解決の見込みについては、弁護士が普段の実務から慣れているところであり、スクールロイヤーを躊躇なく活用し、まずはその初期の段階の混乱を解くことによって、どこまですればいいのかという不安についても拭っていただければと思う。この辺りが整理できると、保護者の方が対応に不信感を抱くこともかなり薄れてくるのではないかと。

まず初期対応の段階の混乱や不安について解決する方法としてスクールロイヤーを活用し、法的な部分でないことに関してはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー

一という形で横断的に活用していただければよいのではないかと考える。

【永山委員長】 それこそコロナ禍の中での学校の教員の仕事は猛烈に、多分倍増、いや、それ以上になっているのではないかと思う。だからこそ、問題を一人で抱え込まないで、適切に専門家に早い時期から相談を持ち掛けたほうが、解決への道はつけやすいのではないかという意見でよいか。

【村上委員】 その観点で一点発言をお許し願いたい。

いじめに関してもそうだが、学校の管理下にある間に起こっていることなのか、学校の管理下外で起こっていることなのか、というところの明確な区別というのが、正直難しいことが多いのではないかと感じている。

保護者が、帰り道であろうが、学校の中であろうが、自分たちの目の届かないところのことの全てについて、学校の先生に報告し対応を要求することになると、先生方は大変である。

例えば、家でゲームをして遊ぶ。ゲームの中のやり取りで、“やった”、“言われた”、“やられた”だの、“課金しろ”などといったやり取りも考えられる。インターネットやゲーム上でのやり取りが、まさにけんかのレベルになることもある。あるいは、家の中で、友達同士で遊んでいて“やられた”、“いじめられた”と行って学校に来られなくなった場合、どうしても学校が関わらざるを得なくなってくる。そうなったときに、どこまで先生方が面倒を見ていけばいいのか、どうすればいいのかというところの線引きというのは難しく、先生方が大変苦労されている部分だと思う。

かといって、保護者の方に、「これは家庭でのことなので学校は関わりませんよ」と言うと、「いや、学校に行けてないじゃないか」ということになってしまい、これもまた難しい話であり、悩ましいところである。

先ほど高坂委員がおっしゃられたように、そういったところで、もつればもつれるほど解決が困難になることから、初期対応をどうするか、混乱をどう防ぐかというところがもう少し明確になれば、より良い方向に向かうのではないかと考えている。

【永山委員長】 大変貴重な意見である。では、先ほど吉本委員のほうから、コロナ禍に伴い教育現場で様々なことが起きているのではないかという問題提起があったが、何か具

体的に教育委員会からの回答があるか。

【西山主幹】 県教育委員会としては、様々な通知を発出し周知に努めている。いわゆるコロナ禍における差別的なものやいじめに関しては、新型コロナウイルスについて正しい知識を身につけ、正しく恐れるということが大切だと伝えている。各学校では子どもたちに、いろいろな資料を提示し、コロナウイルスとは何かということをはじめ、感染しないためにはどのような対策が必要かという知識などをしっかりと教えていくことを進めている。

加えて、8つの方策の中でも最初に挙げているが、未然防止という観点からも、いじめ等につながらない雰囲気づくりが大切であるということで、子供たちの温かい人間関係づくりをしっかりとやらなければならないということも伝えている。

次に、様々な悩みを抱える児童・生徒、例えば新型コロナウイルスについて不安や悩みを抱える児童・生徒もいると思う。その時に悩んでいるということをも自分から発信することができる、これを我々は“SOSの出し方教育”というふうに呼んでいるが、そういう教育もしっかり行っていく。そして、それを受け止める学校側の相談体制の充実ということで、カウンセラーなど専門家と連携した相談体制の充実を進めるといったことをパッケージとして、しっかり周知をしているところである。

【永山委員長】 吉本委員、まだほかにいろいろあるかと思うがいかがか。

【吉本委員】 新型コロナウイルスに関して教育委員会で考え、通知などを発出しておられる点は安心できた。ただ、高坂委員も油本委員も言われたように、やはり学校で対応できることというのは一部だろうと思う。学校が全部担うわけにはいかない。医療の現場でも感じるのだが、いじめやDVに係らず、その他の病気や症状で来られた方の背景には、それぞれの家庭があり、地域があり、職場があり、様々なことが複雑に絡んでいる。本人だけの問題ということではなく、こんなことを言うと誤解を招くかもしれないが、親であるとか、地域であるとか、いろいろなものをコピーした結果としていじめという現象が生まれていると思えるようなケースがある。しかし、それを広げていくと切りがないということもあり、実際はある程度限定した上で何ができるかという形で対応せざるを得ない。地域社会の問題まで問われると、これはどうにもできない。私たちが診ていくのは本人と、

家庭、場合によっては職場など、そういった小さい範囲内での対応。しかし、本当はその背景はもう少し広いということをいつも認識しながらやっていかなければならないと思っている。

そういう意味では、学校教育で様々なことを担うことは大変だろうと思っており、頑張っていたきたいというふうにエールを送りたい。

【油本委員】 やはり子供を育てる親の力というものはとても大きいと思う。親がどのように子育てをしてきたかということと併せて、何か問題が起きたときに、まず学校のせいにしてしまう親も多いのではないかという気もする。またいじめに関する法律がきちんと整備されればされるほど、先生方に報告義務違反が課せられたり、対応について罰則が強化されたりするなど、現場の先生方の負担が増加しているのではないかと懸念している。現場の先生方を追い詰めて疲弊させ、先生方がやる気をなくし、萎縮してしまうような事態になっているのではないかということ危惧している。子供たちへの支援だけではなく、現場の先生たちをしっかりと応援するといった役割もスクールカウンセラー等を通じて進めていくことができればと思う。

【永山委員長】 時間も迫っていることから、最後に私からも発言させていただく。

私が医療の世界に入ってからもう小半世紀経つ。新型コロナウイルスについての誹謗中傷の話が出ていたが、残念ながら、富山市民病院の看護婦への対応が、そのものであったことを聞いている。大人の世界でも実際に誹謗中傷を恐れ、家に帰らないで病院内の車の中で、患者さんのために寝泊していた関係者もたくさんいる。一生懸命にやっても理解を得られないという、理屈では通らないことが今、起こりつつある。そのことがやはり子供の教育にも直結する。“あなたのお母さんは看護婦さん”というだけで「近くに来ないで」など。表には出てこないが、そういうことが学校の中でもあり得るということを知っておく必要があると思っている。

富山県ではこれまで再調査が1件も上がってきていないということは、先生方が頑張っていて、初期対応を必死になって対応している結果ではないか。健全な子供たちの育成のためには、大人が今ある状況をしっかりと踏まえながら、誹謗中傷などにも目を伏せることなく対応を考えていく必要がある。

大変な時代だが、他人事ではなく、すべての人が子どもたちを見守り、よりよい方向に

行くようにサポートしていく必要がある。そのことを強くお願いしたい。

では、そろそろ本会を閉じたいと考えるが、いろいろな意見を拝聴することができた。今後とも事務局のほうでも検討いただければと思っている。よろしく願います。

(8) 事務局より、いじめの重大事態が発生し再調査となれば、各委員に開催案内を出す旨の連絡があり、令和2年度第1回いじめ再調査委員会は終了した。